

誓 約 書

令和 8 年 月 日

公立大学法人 九州歯科大学理事長 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、公立大学法人九州歯科大学が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の貴法人の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴法人が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 工事請負契約書第 42 条の 3（以下「暴力団排除条項」という。）第 1 項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 福岡県建設工事に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び暴力団排除条項第 1 項各号に該当する者を下請負人等としません。
- 4 暴力団排除条項第 1 項各号に該当する者を下請負人等としていて、福岡県から当該下請契約等の解除（当該下請契約等の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

※ 下請負人等とは、一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約等の相手方をいう。

※ 下請契約等とは、一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。

※ 上記 1 の暴力団排除条項第 1 項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<工事請負契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第42条の3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、請負者（請負者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により請負者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 発注者は、第7条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、請負者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により請負者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第49条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、第48条の2の規定により賠償金を徴した場合は、その額を控除した額とする。

- 一、二 略
- 三 第41条から第42条の3の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- 四 略
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、請負者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 第41条から第42条の3の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 略
- 3 ～5 略
- 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（下請負人等の通知）

第7条 発注者は、請負者に対して、下請負人等（一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約等の相手方をいう。以下同じ。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 請負者は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日62管行第40号の2総務部長依命通達）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第42条の3第1項各号に該当する者を下請負人等としてはならない。ただし、第42条の3第1項各号に該当する者を除き、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 請負者が第42条の3第1項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は請負者に対して、当該下請契約等（次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（請負者が当該下請契約等の当事者でない場合は、請負者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
- 3 下請契約等が解除されたことにより生じる下請契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が請負者に対して解除等を求めたことにより生じる損害については、請負者が一切の責任を負うものとする。